

相続人代表者指定届 兼 ( 固定資産税 )  
固定資産現所有者申告書 ( 市・県民税 )

令和 年 月 日

宜野湾市長 殿

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法第384条の3及び宜野湾市税条例第74条の3の規定に基づき、「現所有者」を次のとおり申告します。

なお、今後この届け出(申告)内容について、当事者間の問題が生じた場合は当方にて解決します。

届出人 住所

氏名

TEL

被相続人 (亡くなった方)	ふりがな		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和
	氏名		年 月 日	
	住所 (死亡時)		死亡日	明治・大正・昭和・平成・令和
	登記名義		年 月 日	
相続登記の状況 又は予定	1. 登記完了 2. 登記手続き中 3. 登記予定(令和 年 月頃までに) 4. 未定 5.未登記家屋(有・無)			

相続人代表者 (現所有者の 代表者)	ふりがな		続柄 (被相続人と の続柄)	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子( ) <input type="checkbox"/> その他( )
	氏名			
	個人番号			
	住所			
	生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	電話番号

【必要書類】相続人代表者(現所有者の代表者)については、本人確認書類(免許証・健康保険証等)の写しの添付が必要です。

※「現所有者」とは、法定相続人(亡くなった方の配偶者や子など)や遺産分割・遺言などにより固定資産を所有することとなった方です。遺産分割がお済みでない場合は、相続人全員が現所有者となります。

※裏面の留意点について、了承したものととして取扱いますので、ご一読下さい。

※原則、表題に提示している税目(固定資産税、市・県民税)全てを対象に適用します。税目により、別の相続人を代表者として指定したい場合には、下記担当係まで連絡下さい。

※代表者以外の相続人(現所有者)が存在する場合は、別紙への記入をお願いします。

(裏面に続く)

※市職員  
記入欄

	入力者	確認者		入力者	確認者
相代			現所有		

お問合せ先

宜野湾市役所 税務課(TEL098-893-4411)

土地・家屋係 (内線1823、1842)

市民税係 (内線1862~1866)

本人確認書類

## 届け出(申告)にあたっての留意点

### 固定資産現所有者申告について

- 1 この申告書は、登記上の所有者が死亡している場合、相続登記が完了するまでの間における現所有者(通常は相続人)を、固定資産課税台帳に登録するために必要な事項を申告していただくためのものです。
- 2 この申告書は、登記上の所有者を変更するものではありませんので、相続登記については別途、法務局で行う必要があります。
- 3 この申告書は、相続登記が完了するまでの間、現所有者(相続人等)を納税義務者として固定資産税課税台帳に登録するためのものであり、登記上の所有権及び、相続税、贈与税には関係ありません。
- 4 この申告書は、地方税法第384条の3及び宜野湾市税条例第74条の3の規定に基づき、自身が現所有者であることを知った翌日から3ヶ月以内に市に提出する必要(義務)があります。
- 5 申告された現所有者は、登記物件については賦課期日(1月1日)までに相続登記が完了しなかった場合、納税義務者となります。
- 6 納税通知書は申告された現所有者全員へ送付します。  
納付書は現所有者の代表者へ送付しますので、代表者は現所有者(相続人等)全員で協議のうえ決定してください。
- 7 相続放棄をした場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知書」の写しをご提出ください。
- 8 遺産分割協議があったときは、特定の相続人が所有者となりますので、協議書等の写しを提出してください。
- 9 遺言により法定相続人以外の方が相続される場合には、遺言書の写しをご提出ください。
- 10 この申告書を提出後、現所有の代表者が亡くなった場合には、再度固定資産現所有者申告が必要となります。

### 未登記家屋について

- 1 未登記の家屋(登記されていない家屋)であっても、固定資産税は課税されます。
- 2 家屋の建物表題登記は義務となります。 ※法務局で手続き
- 3 相続があることを知ったときから3か月以内に相続登記をなさない場合は、宜野湾市税務課へ所有者変更の届出が必要となります。

### 市・県民税(住民税)について

- 1 市・県民税(住民税)については、前年の所得を基に、1月1日現在の居住地で課税することになっております。(地方税法第318条)
- 2 1月2日以降に亡くなられた方についても市・県民税は納税義務が発生し、相続人が承継して納税して頂くことになっております。